

鳥取縣公報

昭和十七年十月三十日
第千三百八十號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

○告示

- 畜産組合指導員設置助成規程中改正……………二頁
- 指定纖維製品ノ製造及小賣業者指定……………二頁
- 指定纖維製品取扱団体指定……………二頁
- 組合組合員削除……………二頁
- 組合削除……………二頁
- 建築線指定……………二頁
- 蠶糸生産調査員囑託及解囑……………三頁
- 臨時負債處理委員會委員選任……………三頁
- 縣會議員補闕選舉執行其ノ他……………四頁
- 小作料統制認可……………四頁
- 彙報
- 十一月の大詔奉戴日……………六頁
- 民有造林補助規程の改正……………七頁
- 麥作の施肥方法について……………八頁
- 各學校生徒児童による國民貯蓄組合の組織……………二頁
- 其ノ他……………二頁

告示

◆鳥取縣告示第六百九十號

昭和十二年九月鳥取縣告示第五百五拾參號畜産組合指導員設置助成規程中左ノ通改正ス

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第四條中但書ヲ左ノ通改ム

但シ農學校又ハ之ト同等程度ノ學校ニ於テ畜産ニ關スル科目ヲ修メ之ヲ卒業シタル者及獸醫師又ハ獸醫手試験ニ合格シ畜産ノ指導ニ特別ノ經驗アル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條第一項ヲ左ノ通改ム

助成金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ事業計畫書及收支豫算書ヲ添付シ毎年一月三十一日迄ニ知事ニ提出スベシ

様式ヲ削ル

00143

鳥取縣告示第六百九十一號

纖維製品配給消費統制規則第二條ノ規定ニ依リ指定纖維製品ノ製造及小賣ヲ業トスル者左ノ通指定ス

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣被服工業組合所屬工業小組組合員

鳥取縣告示第六百九十二號

纖維製品配給消費統制規則第七條ノ規定ニ依リ指定纖維製品ヲ取扱フ團体左ノ通指定ス

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣被服工業組合所屬工業小組合

日野纖維製品小賣商業組合

西伯纖維製品小賣商業組合

境港纖維製品小賣商業組合

岩美商業組合

鳥取縣告示第六百九十三號

昭和十七年一月三十日鳥取縣告示第五十四號中左ノ組合組合員ヲ

削除ス

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣被服工業組合組合員

八頭 同

西伯 同

米子 同

日野 同

氣高 同

境港 同

東伯西部 同

東伯東部 同

鳥取縣告示第六百九十四號

昭和十七年一月三十日鳥取縣告示第五十五號中左ノ組合ヲ削除ス

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取被服工業組合

八頭 同

西伯 同

建築線指定圖

00144

八一宅

八三宅

八一宅

五四宅

尾高町

縮尺六百分一

九〇宅

一三八三宅
一三三九宅

一四〇畑

18.61M

4.0M

一四一畑

八七宅

八八宅

朝日町

田九一畑

五三宅
五三宅
五三宅

五三畑

五六一畑

凡例

標杭位置

指定建築線

新築スギ建物敷地

町界

宇子 同

日野 同

氣高 同

境港 同

東伯西部 同

東伯東部 同

日野吳服雜貨商業組合

鳥取縣西伯纖維製品小賣商業組合

鳥取縣境港纖維製品小賣商業組合

岩井商業組合

浦富商業組合

◆鳥取縣告示第六百九十五號

市街地建築物法第七條但書ニ依リ左ノ通建築線ヲ指定ス

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

- 一 申請人住所氏名 米子市尾高町三番地 大谷 元
- 一 指定ノ場所 米子市尾高町八入番地 宅地
- 一 建築線ノ延長距離 一八、六メートル
- 一 建築線間ノ距離 四、〇メートル

一 別紙左記圖面ノ通り

◆鳥取縣告示第六百九十六號

蠶絲生產費調查員左ノ通囑託及解囑アリタリ

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

- 囑託セラレタ 解囑セラレタ 擔當調査蠶業者 囑託又ハ解囑
- ル蠶絲生産ル蠶絲生産 番 號 氏 名 セラレタル
- 費調査員氏名 費調査員氏名 番 號 氏 名 年 月 日
- 青 木 恒 吉 田 芳 男 第一號 糸谷 忠 雄 昭和十七年十月十九日
- 山 田 天 津 雄 竹 田 浩 第四號 岩城 政 春 昭和十七年十月十九日

◆鳥取縣告示第六百九十七號

鳥取縣臨時負債處理委員會ノ委員ニ左ノ者ヲ選任セリ

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

近藤 吉 次 郎

00146

鳥取縣告示第六百九十八號

縣會議員木村利太郎辭職ニ付補闕選舉ヲ行フ其ノ選舉ヲ行フベキ選舉區投票ヲ行フベキ日時選舉スベキ議員ノ員數左ノ如シ

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 選舉ヲ行フベキ選舉區 日野郡選舉區
- 一 選舉ヲ行フベキ日時 昭和十七年十一月十九日 自午前七時 至午後五時
- 一 選舉スベキ議員ノ員數 一 人

鳥取縣告示第六百九十九號

昭和十七年十一月執行縣會議員補闕選舉ニ付府縣制第二十三條第一項ノ規定ニ依リ日野郡選舉長ヲ左ノ通指定セリ

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之
地方事務官 長 尾 峯 好

鳥取縣告示第七百號

昭和十七年十一月十九日日野郡ニ於テ執行縣制第八條ノ規定ニ依ル選舉ニ於ケル選舉委員ノ數選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ

數及選舉運動ノ費用ノ額左ノ通トス

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 選舉委員ノ定數ハ議員候補者一人ニ付八人(其ノ異動アリタル場合ト雖モ通ジテ二十人)以內
- 一 選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ數ハ議員候補者一人一日ニ付十二人以内
- 一 選舉運動ノ費用ノ額ハ議員候補者一人ニ付金壹千五百五拾參圓六拾五錢以內

鳥取縣告示第七百一號

小作料統制令第四條ノ規定ニ依リ左記ノ通小作料統制ノ件認可セリ

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之
一 認可 年月 日 昭和十七年十月二十六日
二 申請シタル農地委員會

- 氣高郡大和村農地委員會
- 日野郡阿尾緣村 同
- 氣高郡逢坂村 同

00147

00146

鳥取縣告示第六百九十八號

縣會議員木村利太郎辭職ニ付補闕選舉ヲ行フ其ノ選舉ヲ行フベキ選舉區投票ヲ行フベキ日時選舉スベキ議員ノ員數左ノ如シ

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 選舉ヲ行フベキ選舉區 日野郡選舉區
- 一 選舉ヲ行フベキ日時 昭和十七年十一月十九日 自午前七時 至午後五時
- 一 選舉スベキ議員ノ員數 一 人

鳥取縣告示第六百九十九號

昭和十七年十一月執行縣會議員補闕選舉ニ付府縣制第二十三條第一項ノ規定ニ依リ日野郡選舉長ヲ左ノ通指定セリ

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之
地方事務官 長 尾 峯 好

鳥取縣告示第七百號

昭和十七年十一月十九日日野郡ニ於テ執行縣制第八條ノ規定ニ依ル選舉ニ於ケル選舉委員ノ數選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ

數及選舉運動ノ費用ノ額左ノ通トス

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 選舉委員ノ定數ハ議員候補者一人ニ付八人(其ノ異動アリタル場合ト雖モ通ジテ二十人)以內
- 一 選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ數ハ議員候補者一人一日ニ付十二人以内
- 一 選舉運動ノ費用ノ額ハ議員候補者一人ニ付金壹千五百五拾參圓六拾五錢以內

鳥取縣告示第七百一號

小作料統制令第四條ノ規定ニ依リ左記ノ通小作料統制ノ件認可セリ

昭和十七年十月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之
一 認可 年月 日 昭和十七年十月二十六日
二 申請シタル農地委員會

- 氣高郡大和村農地委員會
- 日野郡阿尾緣村 同
- 氣高郡逢坂村 同

選舉告示

選舉告示第二十八號

昭和十七年十一月執行縣會議員補闕選舉ニ付選舉長ノ爲ス告示ハ鳥取縣ニ於テ發行スル鳥取縣公報ニ登載ス但シ鳥取縣公報ニ登載スル暇ナキトキハ選舉會場ノ門戸ニ揭示ス

昭和十七年十月三十日

縣會議員補闕選舉日野郡選舉長
地方事務官 長 尾 峯 好

農地ノ所在地番、地目及面積

別冊ノ通

同 郡 谷町	同
同 郡 松保村	同
同 郡 浦富町	同
同 郡 溝口町	同
同 郡 岩井町	同
同 郡 賀野村	同
同 郡 東郷村	同
同 郡 日野上村	同
同 郡 二部村	同
同 郡 黒坂町	同
同 郡 大郷村	同
同 郡 千代水村	同
同 郡 福部村	同
同 郡 福部村	同
同 郡 大山村	同
同 郡 豐實村	同
同 郡 湖山村	同

認可ヲ爲シタル小作料種別額及減免條件

(別冊ハ鳥取縣經濟部農務課並右申請各町村役場ニ備置ク)

× ×

00148

彙報

十一月の大詔奉戴日

もつたいないを生活實踐へ

(振興課)

前にも記したやうに十一月の常會徹底事項として新穀感謝と燃料及び電氣の消費節約を擧げられて居りますが、これと呼應して来る十一月八日の大詔奉戴日の實踐事項は、全國一齊の國民運動として「承詔必謹」の精神を一層徹底すると共に左の實施方案によつてこれが實踐を期することとなりました。

一、大詔に關する講話

當日午前七時より十五分間「大詔に關する講話」の放送があります。

二、實踐事項

「もつたいない」を生活實踐へ

吾々は子供の時から「一粒の御飯粒もひろなねば目がつぶれる」

「物を粗末すると罰があたる」と教へられて常々この「もつたいない」といふことを庭訓として植え付けられて來たのでありますが、これこそまことに我が國古來の尊い傳統でありまして、外國には嘗てない美しい心持であります。

すべてお米を始め一切の食糧にしても、或は木炭やガス等の燃料にしても電燈や電熱等にしても、それによつて吾々が生活出来るといふことはひとへに廣大なる 神様の御恩 天皇陛下の御恩の賜物でありまして、またあらゆる職域の人々の限らない御苦勞のおかげであります。これに對して「ありがたい」と感謝の心を持ち、進んで宗教的に「もつたいない」と感じてこれを大切にするとともに日本精神がこもつて居ります。

十一月八日の大詔奉戴日はこの「もつたいない」といふ美しい尊い心持を特に表しこの日より更に一層生活の實踐に移すことに努め、その「實踐日」として一粒の米穀、一片の木炭、一燈の電燈の光も粗末にしない生活の新工夫をしようといふわけでありまして、一億國民がこの心で工夫すればそれがそのまま生産力の擴充となり、戰爭への力が強められるのであります。吾々はこの「もつたいない」を心に銘じて次のやうな事項の徹底的實踐に努めませう。

(一) 食事材料の完全利用を工夫しませう

00149

材料は全部食べられるやうな調理法を工夫し、皮骨・葉切端し等これまでもうっかり捨てゝゐたものも生かして使ひませう。

(二) 「あまりもの」の利用を工夫しませう

食べ物があまつたらそれを捨てないでもつと有効に使ひませう。

(三) 燃料や電氣の上手な使ひ方を工夫しませう。燃料や電氣は今までよりもつと經濟的に上手な使ひ方はないものかと更に工夫をしてみませう。

(四) 陣頭指揮で「もつたいない」を徹底させませう

旅館・料理店・食堂或は使用人まかせの家庭などでは主人と主婦が陣頭指揮で「もつたいない」を従業員と共に徹底させ、食料・燃料・電氣等の有効な使ひ方を致しませう。

三、實踐事項に關する放送

當日を中心に適當な時刻に於て、大詔奉戴日の實踐事項に關する講話放送がありますから、聞き落さぬやうにして下さい。

X

X

民有造林補助規程の改正

部落有林野の造林補助並に特殊樹種造林補助範圍擴大

(林務課)

時局下に於ける各種木材の需要がどんなに激増してゐるかはいふもおろかで、内地はもとより滿洲に支那に南洋に、軍用材として或は生産擴充用資材として消費される量は蓋し想像にあまりがある。南洋方面は所謂熱帶密林地帯であるからその自給率も相當高く、將來は内地への輸入についても可能性に富むわけであるが滿洲支那方面に於ては今後にも益々木材の需要は増大すべく、これが植林による自給の如きは前途極めて遠慮といはねばならぬ。

従つて我が國に於ける森林の伐採は近時非常な量に上り、遂には過伐の傾向が著しくなつて植林と伐採との均衡が失はれ、將來甚だ憂慮すべき状態をも招く虞があるのであつて、即ちこのまゝの状況を繼續するとすれば我が國の森林蓄積は漸次減少し、木材資源の涸渇を來すばかりでなく、森林の保水力を減じて洪水及早魃の因をなし、治水上の影響も極めて大きいのである。

00150

こんな風であるから林樹の伐採については、植林計畫と相應して過伐を防ぐと共に、伐採跡地の植樹に努め、且つ植林可能な地には新しく造林する等、造林事業の擴充は最も緊切な刻下の急務であつて、これが指導と奨励について完璧を期せねばならぬ次第である。

依つて縣では今回、昭和三年一月縣令第一號による「民有造林補助規程」を改正し、て本月二十七日縣令第七十三號を以て公布されたのであるが、この改正は造林奨励規則の改正、漆・油桐及櫨増植奨励規則に基く奨励金の交付打切に伴ひ、從來の補助金交付の範圍を擴大し、積極的指導と相俟つて造林事業の擴充強化を圖り、木材の保續的收穫を期するものである。

即ち部落有林野に對する造林補助の途を開くと共に、新に伐採地造林、播種造林並に天然下種補整事業に對しても補助金を交付し更に特殊樹種造林の補助金の範圍を擴大したものであつて、第一條に於て「私有林、社寺有林及公有林(市町村、市町村組合又ハ町村組合ノ所有ニ屬スル林野ヲ除ク)ノ造林ヲ奨励スル爲本令ニ依リ毎年度豫算ノ範圍ニ於テ補助金ヲ交付ス」と規定せられ、補助金は

- 1、一團地二反歩以上の新植又は播種に要する費用
- 2、一團地四反歩以上の天然下種補整に要する費用

3、漆、油桐、櫨其の他知事に於て必要と認められた特殊樹種の二百本以上の新植に要する費用

に對し、その費用の三分の一以内に於て事業成績及び費用の多寡を斟酌して交付せられる。

この補助金の交付を受けやうとする者は前年度の一月末日迄に所定様式の申請書を知事に提出するのであるが、特に本年度限り昭和十七年十一月末日までに延期されてゐるから、希望者は至急提出されたい。

尙近時森林組合の整備強化に伴ひ、本規則に依り補助金交付の手續の一部簡捷化を圖つて、森林資源培養につき萬全を期せられてゐる。

少い肥料で増産を!

— 麥作の施肥法に就て —

(農務課)

現下の食糧事情は、從來よりも一層麥の増産を要求してゐる。それには施肥方法を合理的に行ひ、以て増産を圖ることが最も肝要である。

00151

昔から麥は肥料で稻は地力で作れと云はれてゐる如く、麥の栽培に當つては肥料を輕視することは絶対に出来ない。例へば本縣の農事試験場に於ける栽培試験成績に依れば、完全施肥區の子實收量を一〇〇とした場合、無施肥區の子實收量比率は二四、一で、肥料を施さない場合には殆んど二割五分の收穫を得ることは困難である。

斯様に麥の増産に當つて、肥料は生産資材として最も重要なものであるが、今期の肥料の配給事情は、前年同期に較べると窒素質肥料に於て約一割、磷酸質肥料に於ては約三割の減少を來してゐる状況である。従つて此の際、少い肥料を以てより以上の生産を確保するには、出来るだけ肥料を活かして使ふことが絶対必要なのである。

肥料を活かして使ふには、肥料の性質を熟知すると共に、麥の生育過程を考慮することが最も必要な事項であるが、肥料として一般に考へられてゐる窒素、磷酸、加里の三成分中、麥の栽培に當つて最も必要な肥料成分は何であるかといふと、本縣の農事試験場が十ヶ年に亘る試験の結果、平均して

試験區分	反當子實收量	同百分比
無窒素區	一三、六貫	二七、一
無磷酸區	四五、四	九〇、四

無加里區 三八、一 七六、〇
完全區 一五〇、二 一〇〇、〇

となつてゐて、窒素を施用しない場合には約三割しか收穫出來ず殆ど無肥料區同様の結果を示し、窒素肥料が最も重要となつてゐるのである。

次に必要な肥料は加里であつて、之を施用しないと約二割五分の減收を來すことになり、磷酸を施用しないと約一割の減收を見る状況である。勿論土壤の性質に依るものであるから、此の試験結果を縣下全般的には云ひ得ないのであるが、黒ボク地を除けば殆ど適應出來ることは、長年農事試験場で行つた施肥標準調査の示すところである。

以上の如く、肥料の三要素の重要なことは言を俟たないのであるが、特に麥は酸性に對する抵抗力が弱いので、土壤の酸度を中和しないと施肥に萬全を圖つても完全な收穫は望み難いのであるから、麥作には石灰の施用は絶対に必要となつて來るのである。

◆ 窒素質肥料

窒素肥料が麥の栽培上最も重要なことは前に記した通りで、殆ど之に依つて收量が決定されるのであるが、一方肥料の配給量が減少してゐる今日、之が施用に當つては萬全を期することが必要である。

00152

窒素質肥料はアンモニア態、硝酸態、有機態の三種から成つて、アンモニア態窒素は施用後土壌に吸着されて土壌中から流亡しないものであるが、硝酸態窒素は土壌に吸着されないために、降雨其の他水に依つて土壌中から流亡する性質がある。

然るに畑状態に於ては、施用せる窒素質肥料は酸化分解されて急速に硝酸態の窒素に變るので、土壌中に残存することは困難である。従つて窒素質肥料は一時に多く用ひても其の効果は少い。下肥、硫酸、大豆粕、魚肥は特に此の傾向が大であるから追肥に用ゐることが絶対に必要である。

併し石灰窒素は比較的硝酸態の窒素に變化しにくいのと、植物に害を及ぼすから追肥としてはいけないが、反當五貫程度を限度に元肥として施用すれば、時間が経つて連れて硝酸化するため損失をなくすることになる。

◇ 加里質肥料

加里質肥料は窒素質肥料に次いで必要な肥料である。現在の配給肥料には加里肥料は全くない状態であるが、堆肥及び灰の中に含まれてゐる加里は硫酸加里、塩化加里と殆ど同等の効果がある即ち堆肥二〇〇貫を施用すれば硫酸加里二貫内外を用ゐたことになるのであるから、堆肥並に灰類の増産に努めることが肝要である。

◇ 磷酸質肥料

磷酸の効果は一般に少いやうに見受けられるが、併し腐植質の土壌、即ち黒ボク地には窒素と同様の肥効を持つてゐるから、絶対に輕視することの出来ない肥料である。此の肥料は追肥にすることは不利であるが、初期の生育には必要で、積雪前に於ける根株の擴張を助勢する重大な役割を持つてゐる。

現在配給されてゐる磷酸性肥料でトーマス磷酸、特殊化成肥料磷酸アルミナ等は水には溶けないが、過磷酸石灰は水に溶ける性質を持つてゐる。従つて麥作には水に溶けない肥料は肥効が少いから、堆肥二〇〇貫施用すれば、約過磷酸石灰三貫程度を施用したことになるが、麥の磷酸性要求量は補給されるので、水に溶けない磷酸性肥料は水稻肥料として残すやうにすべきである。

◇ 石灰

麥作は酸性に對して抵抗力が最も弱いものである。従來は良く出来たが、近年出来なくなつたと云ふ土地は土壌が酸性化したためであるから、石灰は之を中和するに最も必要なものである。

現今購入し得る石灰は生石灰、消石灰、炭酸石灰の三種で、之等三種の肥効は何等變りはないが、其の中生石灰、消石灰は強アルカリであるから、施用に當つては他の酸性肥料と直接の混合は

00153

論 施肥後日数を置かねばならぬ等施用が不便であるが、炭酸石灰は其の性質が殆ど中性であつて、施用上便利で有効的に使用し得るのみでなく、單價が比較的安いので炭酸石灰が石灰肥料として最も有効である。

◇ 厩肥

厩肥は堆肥と違つて家畜の糞尿を吸着してゐるものであるから窒素質肥料として有効である。山間地帯では三月に入つてから追肥として施用してゐるが、之は厩肥施用上最も合理的である。

堆肥を元肥とするのは、上肥として肥料にすると共に雜草を防ぐことを主体とするものであるから、従つて堆肥は上肥に、厩肥は成るべく追肥として降雪後に施用し、而も降雪前に施用することが肝要である。併し厩肥の最も効果的なアンモニア態窒素は揮發性であるから、堆積に充分注意を拂ふことが必要である。

各學校生徒兒童による

國民貯蓄組合の組織

(學務課)

戦時下國民貯蓄の極めて重要なことはいふまでもない。そして

學校の生徒兒童はもとより自ら勤勞してその所得を貯蓄するといふ性質のものではないが、學用品の節約或は諸種の勤勞報國運動其の他の勤勞の際得た收入等を以て貯蓄することは、まことに有意義なことといはねばならぬ。

依つて本縣では生徒兒童をしてこれらによる貯蓄の實踐を通して時局に對する正確な認識を深めさせると共に、學校當局並に父兄に對しても戦時下國民貯蓄体制の強化に協力せしめることとし今回各學校に通牒して生徒兒童を對象とする國民貯蓄組合法に依る國民貯蓄組合を組織せしめることとしたのである。

この生徒兒童の國民貯蓄組合では、貯蓄標準額を中等學校青年學校一人當月額五十錢、國民學校一人當月額拾錢程度としてゐるが、これは比較的負擔力の低い地方に於ける一般的な標準を定めたものであつて、既に貯蓄組合を結成してこれより多い標準額を定めてゐる學校では、これまでの標準額で負擔上支障がないと認められるならそのまゝよく、新に組織する組合に於ても實情によつて標準額引上を適當とするものは多少引上げて差支ない。又家庭の状況とかその他の事情によつて右の標準に依りたいものは、その實情に合ふやうに適當にすればよいわけである。

各學校では原則として一箇の國民貯蓄組合を組織し、毎月一定の貯金日を定めるのであるが、生徒が多數で全校單位に組織が困

00154

◎週報・寫真週報掲載内容

▲週報

- 戰爭生活と運法
- 歸農開拓民の更生金庫利用
- 一般家庭の鐵鋼特別回收について
- 重要物資の強制買上
- 大東亞戰爭日誌
- 思想戰讀本(七)
- 思想戰と文化

▲寫真週報

- 特輯—社長を陣頭に
- △軍需重工業 三菱實工業
- △自動車工業 日産自動車
- △硫安工業 昭和電工
- △纖維工業 片倉製絲紡績
- △軍需精密器械 東洋時計
- △特殊兵器 平田工業

難な場合は、適宜一校内に數箇の組合を組織するもよい。組織が出来たら速に當該學校所在地を管轄する市町村長に届出る。

貯蓄の實施に當つては時局下に於ける國民貯蓄の意味を徹底せしめ、貯蓄が戰爭資金の調達、通貨膨張の抑制等に重大な役割を果たすものであることをよく認識せしめ、各生徒兒童の小遣ひの節約、勤務に依つて得た収入等を以てこれに充つべきであるが、同時に父兄にもこの趣旨に協力せしめるやう指導すべきである。しかし本組合貯蓄に當つては、生徒兒童の間に貯蓄金額の多寡を競ふやうな弊風の起らぬやう、特に注意が肝要であるし、又學校に於ても教育上の諸會團體等の經費は勿論、生徒兒童の經費についても極力節約に協力して、貯蓄實踐を容易ならしめるやう努めねばならない。

尙、既に貯蓄を實行中のもので、新に國民貯蓄組合法によつて組合を結成する場合は、その貯蓄を新組合に引續ぐと共に通帳等も成るべく從來のものを用ひ、進んで上級學校に入る場合はこれを拂ひ戻すことなく、上級學校の貯蓄組合に引續ぐやう努めるべきである。

00155

△戰時輸送陣

- 東京急行電鐵
- 野田醬油
- △食品増産 千代田機械製靴
- △軍靴生産
- 南方離着陸記(上) 陸軍少佐竹田光次
- 近衛師團の忠靈塔奉仕作業
- 祝豐年部落會運動會—長野縣
- 華北治安の宣傳自動車
- 十一月の常會で實行を申合せることから
- 十一月の國策こよみ

◎行旅死亡人

岡山縣玉野市長ニ於テ行旅死亡人左記ノ通取扱ノ旨通知有之候條
心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

- 一、本籍、住所、身分、職業、氏名、不詳推定年齢三十八九歳位
- 一、男女別 男子
- 一、人相、特徴 身長五尺三寸位、体格肥タル方、丸顔色白キ方
- 目、口耳常体、頭髮五分刈
- 一、遺留品 着衣黒紺紺單衣、白木綿半袖シャツ、白木綿腹

卷、メリヤス襪又、角帯、紺足袋ヲ穿ツ、所持

品ナシ

一、死亡ノ區別 溺死ト推定

一、發見ノ日時 昭和十七年八月三十一日午前四時

一、發見ノ場所 玉野市田井高邊海岸(櫻橋一丁程下流)

一、其ノ他 本人ノ認識ノ必要ナル事項ナシ

◎行旅死亡人

岡山縣玉野市長ニ於テ行旅死亡人左記ノ通取扱ノ旨通知有之候條
心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

- 一、本籍、住所、身分、職業、氏名、不詳推定年齢六十五歳ヨリ七十歳位
- 一、男女別 女
- 一、人相、特徴 身長一メートル三二、頭髮黒、長顔、腰稍曲ガル
- 一、着衣 黒地小棟瓦型模様モス單衣、白足袋ヲ穿ツ、黒縹子帯
- 一、携帶品 晋山記念、妙樂寺第三十世(日宗ヨリ交付サレタルモノト思考サル)日蓮宗禮誦要記一册、(藤原常次郎七十七歳) (藤原藤四郎大正七年三月九日卒)

00156

八十四(四) (蓮香妙美信女藤原美加) 以
 明治二十二年卒)
 上三人ノ記名アリ、現金皮ガマ口入一錢銅貨三
 個、珠數一個、フェルト草履一足
 一、死亡ノ區別 投身自殺ト推定
 一、發見ノ日時 昭和十七年九月十五日午前七時五十分
 一、發見ノ場所 玉野市宇野警察署前海岸十メートル沖合
 一、其ノ他 本人ノ認識ノ必要ナ事項ナシ

◎ 行旅死亡人

標記ノ件ニ關シ高知縣長岡郡十市村長ヨリ左記行旅死亡人取扱タ
 ル旨報告有之候條心當ノ向ハ直接同村長宛照會相成度

一、取扱者 長岡郡十市村長
 一、本籍、住所、身分、職業、氏名、不詳推定年齢四十五歳位
 一、男女別 女
 一、人相 身長四尺八寸、顔面相貌不分明
 齒前左上ニ金齒二枚、他ハ義齒脱落ノ形跡アリ
 一、着衣 黒チミ形打(丸)ノ御召ヲ着シ羽二重ノ晝夜帶
 (柳ツバメ丸傘ノ模樣)裏黒子毛糸ノ紐及他ニ筋

白レース腰巻
 左手ニ指輪ヲサス
 一、所持品 ナシ
 一、死亡原因 溺死
 一、發見日時場所

昭和十七年八月十一日午後二時長岡郡十市村入丁
 海濱ニ漂着身元不明ニ付假埋葬ニ付ス

X X

昭和十七年十月三十日印刷
 昭和十七年十月三十日發行

鳥取縣鳥取市東町縣
 發行所 鳥取縣高郡大正村大字古海
 鳥取縣鳥取市東町縣
 印刷所 鳥取縣高郡大正村大字古海
 鳥取縣鳥取市東町縣